

事業概要	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 自然エネルギーを利用した事業への出資及び融資</li><li>2. 自然エネルギーを利用した事業に対するコンサルタント業務全般</li><li>3. 金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業</li></ol> <p>ですが、3の再生可能エネルギーに関する一般市民が参加したファンド事業の募集、運営が主たる事業となります。</p>
部署	営業部
所在地	〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町3丁目9 第三田中ビル
連絡先	(電話番号)03-6709-8314 (E-mail)jgf@greenfund.jp
環境省ローカルSDGsを通じて、実現したい社会像	<ol style="list-style-type: none"><li>(1)再生可能エネルギーが地域に賦存する固有の資源であることを認識し、それを活用する地域ビジネスが全国的に広がること。</li><li>(2)地域の再生可能エネルギー事業に対する投資をその地域住民にも積極的に働きかけ、地域金融機関を通じた資金のみならず、住民からの直接投資も通じて資金の循環を促すこと。また、再生可能エネルギー事業の働き手を地域に求めることでその地域における雇用を創出する。</li><li>(3)地方で進められる再生可能エネルギー事業への投資を全国に呼びかけ、国民の環境に対する意識を高めるとともに、その地域固有の魅力、特産品等を紹介し、交流人口、関係人口を増加させること。</li></ol>

ローカルSDGsの実現に貢献できるソリューション	分野	資金調達
	URL	<a href="http://www.greenfund.jp">www.greenfund.jp</a>
上記ソリューションを提供できる地域について	全国	
自者の特徴	<ul style="list-style-type: none"><li>約20年前から市民ファンドを用いた再生可能エネルギー事業を行っており、特に「市民風車」として風力発電への市民ファンドの運営を行ってきたという点では、国内では他に例がないと考えます。</li><li>これまで組成したファンドの本数も20本となり、その数も多い方の会社に分類されます。</li><li>ファンドの中にはすでに満期を迎え、無事償還を果たしたファンドもあり、運営管理の面でも実績はあります。</li></ul>	
SDGs経営に向けた自者の課題や悩み	<ul style="list-style-type: none"><li>昨今は貸出金利も低く、昔と比べて再生可能エネルギー事業に対して金融機関も貸出しを積極的に行っています。そのため、市民ファンドを利用せずに自己資金と銀行融資のみで事業を行った場合と比較して、市民ファンドを利用するとややコスト高となってしまいます。その結果として、再生可能エネルギー事業において市民ファンドを利用する機運が高まらない現状があります。</li><li>ただ、再生可能エネルギー事業は地域資源を活用した事業であり、地域での資金循環を促進するためには、一定規模の再生可能エネルギー事業に市民ファンドを必ず導入することを条件とするような施策を必要と考えます。そのことを地域や自治体が認識し、事業者に求めていくことが重要と思います。</li></ul>	



株式会社自然エネルギー市民ファンド  
| 会社案内 |



# 今も、そしてこれからも。

世界中で異常気象が頻発し、日本でも「100年に1度」が「数年に1度」の頻度で異常気象に見舞われています。

このまま安心して生活できない世界が広がってしまうのでしょうか。

その原因となっている地球温暖化を食い止めるべく、世界中の国、企業、そして個人が「脱炭素」を意識し、様々な取り組みを行っています。この動きはどんどん前に進んでいます。

その中で、自分には関係ない、と傍観していいのでしょうか。

否、「自分ごと」として考え、行動しなければなりません。

その手段の一つとなるのがまさに弊社の「市民ファンド」です。

また、自然エネルギーはその地域が持っている大事な資源です。これを自分たちで使わないのはもったいないです。

地域が持っている資源をその地域が有効に活用する。その結果として、地域を豊かにする。そのためにも、地域の資金により自然エネルギーの事業を手掛けていく必要があると考えています。

持続可能で、かつ安心して生活できる社会を創ること。それが次世代への私たちの責務です。

弊社は、そのような社会を目指し、市民が積極的に参加した自然エネルギーの事業を実現するため、日々活動を続けています。



株式会社自然エネルギー市民ファンド  
代表取締役

**吉田 幸司**

## 会社のあゆみ

2003年2月	有限会社自然エネルギー市民ファンドとして東京都新宿区にて設立
2004年1月	株式会社に變更し、資本金1000万円に増資 東京都中野区に移転
2008年4月	金融商品取引業登録（登録番号 第二種金融商品取引業 関東財務局長（金商）第1811号）
2019年7月	東京都千代田区に移転

## 会社概要

法人名	株式会社自然エネルギー市民ファンド
所在地	〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町3-9 第3田中ビル
設立日	2003年2月27日
資本金	1000万円
役員	代表取締役 吉田 幸司 取締役 加藤 秀生 取締役 正木 準也（社外取締役） 監査役 齋藤 文彦（オプト総合法律事務所 弁護士）
登録	金融商品取引業者（第二種金融商品取引業）関東財務局長（金商）第1811号
事業内容	1. 各地の市民風車プロジェクトに係る匿名組合出資の募集・運営及び管理 2. 日本各地の市民風車プロジェクトに対する事業計画・資金計画のサポート 3. 自然エネルギー普及に資するファイナンスに係る新たなビジネスモデルの開発
関連団体・企業など	株式会社さわかみホールディングス

# 募集実績 (★は募集または私募の取り扱いを行ったファンドです。)

※募集時予定利回りは、今後の配当を確約するものではありません。

※(終)は運用終了したファンドになります。

ファンド名称：市民風力発電所・青森1号機・秋田1号機匿名組合 (終)  
 出資金額：1億円  
 募集時予定利回り：1.5%

ファンド名称：★八峰目名湯風車ファンド2020  
 出資金額：1億2800万円  
 募集時予定利回り：3.0%

ファンド名称：★大湯村ソーラーファンド  
 出資金額：9540万円  
 募集時予定利回り：2.0%

ファンド名称：★ソーラーファンド2019庄内  
 出資金額：4億1040万円  
 募集時予定利回り：2.2%または3.2% (出資タイプによる)

ファンド名称：★会津ソーラー市民ファンド2014  
 出資金額：9980万円  
 募集時予定利回り：2.0%

ファンド名称：★新潟市民ソーラー応援ファンド2016  
 出資金額：6700万円  
 募集時予定利回り：2.7%

ファンド名称：★市民風車ファンド2010 輪島もんぜん匿名組合  
 出資金額：9900万円  
 募集時予定利回り：2.3%

ファンド名称：★みんなで応援やまぐちソーラーファンド2014 匿名組合  
 (被災地支援寄付つき)  
 出資金額：6154万円  
 募集時予定利回り：2.0% または 4.0% (出資タイプによる)

ファンド名称：★やまぐちソーラーファンド2014  
 出資金額：1750万円  
 募集時予定利回り：2.1%

青森県鯉ヶ沢町  
 秋田県湯上市 (旧天王町)

秋田県八峰町

秋田県大湯村

山形県遊佐町

福島県会津地方数箇所

新潟県内各地

石川県輪島市

山口県内各地

北海道石狩市

北海道石狩市  
 (旧厚田村)

青森県大間町

秋田県秋田市

茨城県神栖市 (旧波崎町)

千葉県旭市 (旧海上町)

青森県階上町

福島県富岡町

神奈川県小田原市

ファンド名称：市民風車ファンド市民風力発電所・石狩 (終)  
 出資金額：2億3500万円  
 募集時予定利回り：2.4%

ファンド名称：市民風車ファンドいしかり市民風力発電所 (終)  
 出資金額：2億3500万円  
 募集時予定利回り：2.4%

ファンド名称：市民風車ファンド2008 石狩匿名組合  
 出資金額：2億3500万円  
 募集時予定利回り：2.3%

ファンド名称：★石狩ウインドファームファンド  
 出資金額：9900万円  
 募集時予定利回り：約3.4%

ファンド名称：★風の杜いしかりファンド2022  
 出資金額：1億円  
 募集時予定利回り：2.8%

ファンド名称：★市民風車ファンド2014 石狩厚田  
 出資金額：9900万円  
 募集時予定利回り：2.5%

ファンド名称：市民風車ファンド2006 (大間・秋田・波崎・海上) 匿名組合 (終)  
 出資金額：8億6000万円  
 募集時予定利回り：2.3%

ファンド名称：★はしかみ未来エネルギーファンド  
 出資金額：7540万円  
 募集時予定利回り：2.2%

ファンド名称：★福島富岡復興グリーンファンド  
 出資金額：6億2440万円  
 募集時予定利回り：2.5% または 4.0% (出資タイプによる)

ファンド名称：★ほうとくソーラー市民ファンド  
 出資金額：1億円  
 募集時予定利回り：2.0%

● (建設費用一部の開発費用ファンド)

ファンド名称：市民風車建設応援ファンド (門前ウインドファーム) 匿名組合 (終)  
 出資金額：9000万円  
 募集時予定利回り：3.4%

# 私たちは未来に、新たな風をおこします

未来に向けて、クリーンなエネルギー事業に投資することで、今のエネルギー社会を変えるプロジェクトに参加することができます。地域市民が参加、持続可能で自立した地域社会の実現、自然エネルギーを活用した社会を次世代にバトンタッチする。その一つが自然エネルギーの市民ファンドです。

## 自然エネルギーの種類

枯渇しない自然の恵みからクリーンなエネルギーを生み出します。



## 「自然エネルギー事業と市民ファンド」

市民が少額から出資することで自然エネルギー事業に参加することができるのが「市民ファンド」です。

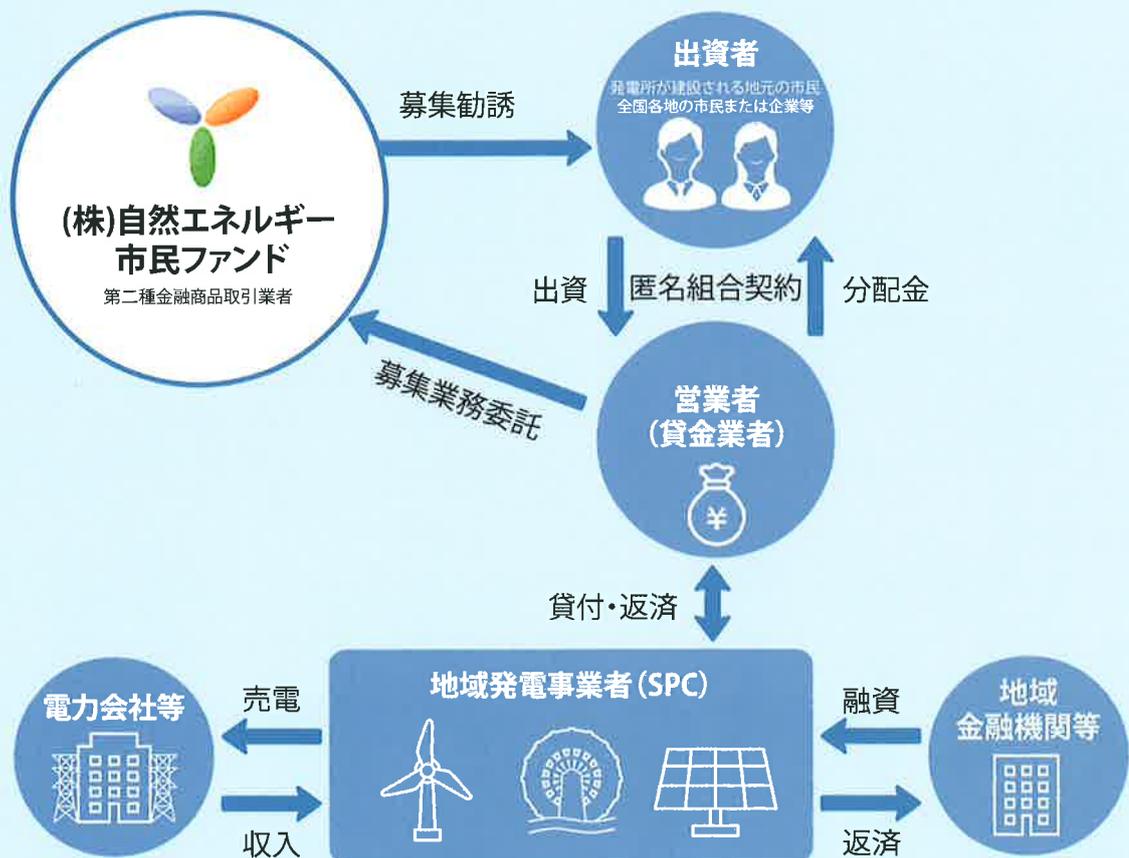
この「市民ファンド」が広がっていけば、たとえ一人の力は小さくともエネルギーの現状を大きく変えることにつながると考えています。

また、地域企業、市民活動NPOなどとともに取り組む「市民ファンド」は、

自然エネルギー事業から生み出された利益を地域貢献へ還元することも可能です。

※出資リスクは裏表紙をご覧ください。

## 市民ファンドのしくみ



※このしくみは代表的な形態です。ファンドごとに変わる場合がありますので、出資を検討する際には、お渡しする重要事項説明書(契約締結前交付書面)でお確かめください。

# 匿名組合出資のリスクと費用について

主な損失リスクと出資者の負担する費用については以下のとおりです。但し、全てを網羅しているわけではありません。詳しくは、申込時にお渡しする各匿名組合契約の重要事項説明書(契約締結前交付書面)を必ずご覧ください。

## ■対象事業への投資等および匿名組合出資に関するリスク

弊社が募集または私募の取扱い等を行なう各匿名組合契約(以下「各匿名組合契約」)は、営業者が実施する対象事業への出資となります。したがって、各匿名組合契約の営業者の業務又は財産の状況の悪化を直接の原因として、企図した分配金を受け取れないリスク及び出資の一部又は全部が回収できないリスクがあります。

## ■営業者の倒産に関するリスク

各匿名組合契約にかかる財産の所有権はすべて営業者に帰属し、匿名組合員たる出資者は、営業者が所有する財産に関して持分又は所有権その他権利を有しません。また、出資者は、他の一般債権者に優先するものではなく、営業者に対して、他の一般債権者と同等の債権を有しているにすぎません。よって、営業者において、破産、民事再生等の法的倒産手続が開始した場合には、出資者は他の債権者と同等の地位において平等の割合による弁済を受けることになるため、企図した分配金を受け取れないリスク並びに出資の一部又は全部が回収できないリスクがあります。

## ■流動性リスク

中途解約ができないことから、契約期間中における各匿名組合契約の出資金の払い戻しはできません。また、原則として、出資者たる地位を第三者に譲渡することはできません。

## ■手数料等の出資者が負担する費用について

出資者には、以下に列挙した各手続に伴い発生する費用を負担していただきます。また、それらの金額は各匿名組合契約ごとに設定しておりますので、詳しくは申込時にお渡しする重要事項説明書(契約締結前交付書面)をお確かめください。

### □ 申込時にかかる費用

申込手数料の金額は各匿名組合契約ごとに異なります。詳しくは重要事項説明書(契約締結前交付書面)をお確かめください。また、郵送における切手代などをご負担いただく場合もございます。

### □ 振込手数料

出資者による出資金の支払い、営業者による分配金の支払い、及び譲渡金の支払い時における振込手数料は出資者にご負担いただきます。なお、各匿名組合契約によっても異なりますので、詳しくは重要事項説明書(契約締結前交付書面)をお確かめください。

料は出資者にご負担いただきます。なお、各匿名組合契約によっても異なりますので、詳しくは重要事項説明書(契約締結前交付書面)をお確かめください。

### □ 譲渡手数料

原則として譲渡はできませんが、やむを得ない事由により各匿名組合契約の譲渡を希望する場合(なお、かかる譲渡には営業者の承諾が必要となります。)、出資者は各匿名組合契約ごとに予め定める金額を営業者に支払うものとします。

### □ 書面による契約解除時の諸費用

出資者が各匿名組合契約を締結したのち、各匿名組合契約において定める数日程度の期間が経過するまでの間に、営業者に対して書面による契約の解除を申し出た場合は、各匿名組合契約を解除することができません。

その際、既にお振込みいただいた出資金を返還する場合は、発生する振込手数料を出資者の方にご負担いただきます。また、すでにお振込みいただいた申込手数料は返還いたしません。

## Q&A

※詳しくは各匿名組合契約の契約締結前交付書面(重要事項説明書)をご確認ください。

### Q. 匿名組合契約とは

どういうものなのでしょうか?

A. 商法第535条から542条に規定された契約の仕組みで、組合員となる出資者と事業を営む「営業者」(法人)とが、出資比率に応じて事業から生ずる損益の分配を約する二当事者間の出資契約になります。この場合、出資金は、営業者に帰属することになります。そして、組合員(出資者)は、出資義務や損失分担義務などは負いますが、外部の第三者に対しては一切の責任を負わず、出資した金額を超える損失を負う責任もありません(有限責任性の担保)。また、組合員相互間に法律関係も生じず、外部に対しては営業者だけが登場して出資者は表に出ないため、「匿名組合」という名前がついています。

### Q. 出資したお金(元本)は

全額保証されますか?

A. 出資元本は各匿名組合契約に定める分配方針に従い、返還させていただく予定ですが、返還を保証するものではありません。これは、金融商品取引法や出資法などの諸法令にて、元本の全額保証が禁止されているためです。

### Q. 出資の解約や譲渡はできますか?

A. 中途解約はできないこととさせていただきます。また、やむを得ない場合であって、営業者が承諾しかつ出資額が一括譲渡される場合、各匿名組合契約に定める手数料をお支払いいただくことにより第三者へ譲渡いただくことは可能です。

### Q. 契約期間が長いため、出資者が

途中で亡くなる場合もあります。

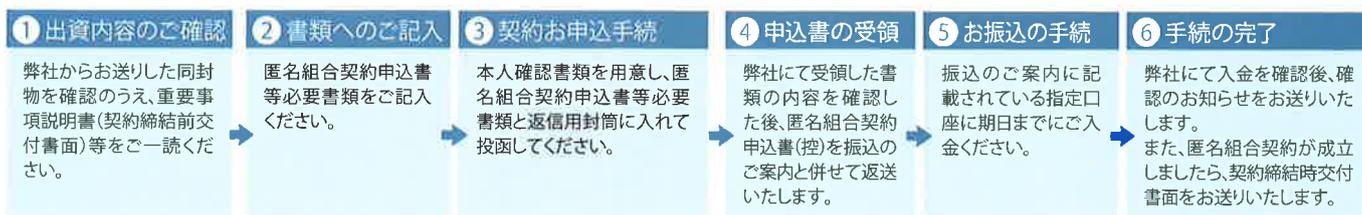
相続等に関する取扱いは

どうなっているのですか?

A. 相続人等の方から、相続発生などの事実を営業者に書面にて届け出ていただくことにより、契約上の地位を引き継ぐことができます(その際、営業者より必要な資料の提出をお願いします。)。なお、出資者としての地位は分割して承継することはできないので、複数口の出資の場合であっても、一括して承継されることとなります。そして、相続人等が複数いらっしゃる場合は、契約上の地位を承継する方を1名に決めていただく必要があります。

## お申込・ご契約の流れ

まずは資料をご請求下さい。



資料請求・お問合せ

株式会社自然エネルギー市民ファンド

第二種金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1811号

〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町3-9 第3田中ビル  
Tel.03-6709-8314 (代) Fax.03-6709-8315 Mail.jgf@greenfund.jp

<https://www.greenfund.jp>

Tel. 03-6709-8314 (代表) Tel. 03-6709-8316 (お客様専用)

土日祝日を除く月～金の10時～16時